豊町自治会自主防災対策要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、豊町自治会規約第3条の規定に基づき自主防災計画の作成ならびに防災本部(以下「本部」という。)の設置運営に関し必要な事項を定め、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(自治会員の責務)

第 2 条 自治会員は、隣保互助精神と連帯感をもって団結し、組織的な防災活動に積極 的に当たる。

(防災計画)

- 第 3 条 防災計画は次の事項について作成する。
 - 1. 地震等の発生時における自主防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - 2. 防災知識の普及に関すること。
 - 3. 防災資機材の備蓄に関すること。
 - 4. 防災訓練に関すること。
 - 5. 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、 避難誘導および給食給水に関すること。
 - 6. その他、防災に関し必要な事項

(本部の位置)

- 第 4 条 本部は、豊町自治会館に置く。
- 第 5 条 本部および防災活動班の組織編成は、ブロックごとに、情報班、消火班、救_ 出・救護班、避難誘導班、給食・給水班を設ける。

(本部長、副本部長、事務局長、ブロック長)

- 第 6 条 本部に次の各号に掲げる役員を置く。
 - 1. 防災本部長 (以下「本部長」という。)
 - 2. 防災副本部長(以下「副本部長」という。)
 - 3. 事務局長
 - 4. ブロック長

(任務分担)

- 第 7 条 本部長、副本部長、事務局長、ブロック長および各班の任務分担は、次のとおり とする。
 - 1. 本部長
 - (1) 本部長は自治会長がその任に当たり、組織を代表し地震等の発生時における応急活動の指揮、命令を行う。
 - 2. 副本部長
 - (1)副本部長は防災防犯担当副会長がその任に当たり、本部長を補佐し本部長に事故あるときは、その職を代行する。
 - 3. 事務局長
 - (1)事務局長は、防災防犯部長がその任に当たり、本部の記録、会計および一般総務の総括責任者となる。
 - (2)事務局長は、本部長の指示により本部業務に従事する。
 - 4. ブロック長
 - (1)ブロック長は、主として所轄ブロックの防災活動の指揮指導にあたる。
 - 5. 班 長
 - (1) 班長は、各班に所属しその任にあたる。

(補足事項)

第 8 条 前各定に定めるもののほか、自主防災計画および組織運営に関し必要な事項は、 自治会役員会において協議決定する。

付 則

- 1. この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2. 第7条改訂(H17.4)

公共施設案内 (防災関係)

春日部市消防本部	7 3 8 - 3 1 1 1	春日部市役所	7 3 6 - 1 1 1 1
春日部市立病院	$7\ 3\ 5-1\ 2\ 6\ 1$	東京電力 春日部	$7\ 5\ 4 - 3\ 5\ 6\ 1$
春日部医師会	$7\ 3\ 6 - 7\ 5\ 2\ 2$	東彩ガス 〃	$7\ 3\ 5 - 5\ 1\ 0\ 5$
日本赤十字埼玉支部	829 - 2681	春日部秀和病院	7 3 7 - 2 1 2 1
春日部警察署	7 3 4 - 0 1 1 0	豊春駅前派出所	$7\ 5\ 4-0\ 4\ 3\ 0$
豊春地区第2公民館	官 754-2100	社会福祉協議会	7 3 4 - 3 2 1 6
春日部保健所	7 3 7 - 2 1 3 3	春日部地方庁舎	7 3 7 - 2 1 1 1